

笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

国民健康保険高齢受給者証

70歳（昭和17年8月1日以前の誕生日）から74歳の方全員に発行しています。この受給者証の「一部負担金の割合」は「平成23年1月1日から12月31日までの所得」により更新されます。

限度額認定証

医療費が高額になったときに一部負担金の支払額を限度額までとするものです。

高齢受給者証をお持ちの方は…

高齢受給者証を提示していただくことで限度額認定証の扱いになりますので、限度額認定証交付の必要はありません。

ただし、住民税非課税の方は、申請していただくよりも更に限度額を低くすることができます。対象になる方は申請をお願いします。

限度額認定証は、国保税に未納があると交付できませんので、納め忘れが無いようご注意ください。

特定疾病療養受療証

人工透析などの治療を受けたときに、一定の自己負担額で済むものです。

高齢受給者証と特定疾病療養受療証は、対象者の方に8月1日からご利用いただく新しい受給者証を送付しました。万が一届いていない方は、ご連絡ください。

8月1日からご利用できる限度額認定証の交付が必要な方は、申請が必要です。

所得の申告はお済ですか

「高齢受給者証」「限度額認定証」「特定疾病療養受療証」の判定には、世帯の所得申告が必要になります。

申告をしていない方がいると、適正な判定がされません。必ず申告をしてください。

『今日から、あなたもメタボ解消!』

メタボリックシンドロームとは、過剰な内臓脂肪を原因として、高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病にかかりやすくなっている状態のことで、脳梗塞や心筋梗塞などへと進行する可能性も高く、放っておくと危険です。しかし、メタボリックシンドロームは内臓脂肪を減らせば解決します。今日から毎日の目標を決めて生活改善をはじめましょう!



Yさん65歳（男性）は、妻と長男と3人暮らし。畑で野菜をつくっています。以前から血糖値が高く内科を受診したことがありましたが、内服治療はしていませんでした。

Yさんはこの後、『市の特定健診』を受診、健診の結果から『特定保健指導』を利用し、

健診時 : 体重72.4kg 腹囲85.7cm

6カ月後: 体重68.4kg(- 4)kg 腹囲80(- 5.7)cm
と、大幅な改善に成功しました!

Yさんはどのように取り組み、体重、腹囲を減らすことができたのでしょうか。次回から、Yさんの取り組みを「Yさんのメタボ解消日記」としてシリーズでお伝えします。

問合せ先
国民健康保険課
055(262)4111